

ミドリノキホンケ  
ガイヨウバン  
カク

# 葉 緑の基本計画を作りました 葉



## 緑の基本計画とは

良好な都市環境を形成するために必要な山の緑や公園・緑地、住宅の庭の緑など、幅広い緑を対象にした本市の「緑」に関する総合的な計画です。



## 対象範囲

鳥取市全域のすべての緑を対象としています。



## 目標年次

上位計画である「鳥取市都市計画マスター プラン」と合わせ、目標年次は、平成37年度とします。

[基準年次] 平成20年度

[中間年次] 平成30年度

[目標年次] 平成37年度



## 葉 なぜ基本計画が必要なのか？ 葉

「緑」は、動植物の生息場所となったり、ヒートアイランド現象の抑制や二酸化炭素の吸収、私たちに安らぎとうるおいを与える空間となる木陰の形成、スポーツ等のレクリエーション空間の創出、里山や水辺などの美しい景観の提供のほか、延焼防止など私たちの生活に関わりの深いきわめて重要なものです。

自然環境の保全の大切さが再認識される中、豊かな自然の営みとともに育まれる良好な生活環境を創出することが大切になっています。このようなことから、緑豊かで住みよいまちづくりを推進する施策を計画的に進めることが必要であると考え、緑の基本計画を策定しました。

## ■中心市街地の緑が失われています

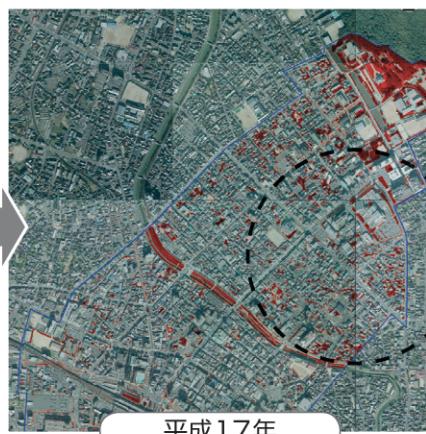
本市は、市域面積の約80%を山林や農地などの緑が占め、「緑豊かなまち」というイメージがあります。しかし、多くの市民が生活する市街地、特にまちの中心部を見ると、ある程度まとまった緑は、袋川緑地や久松公園、駅前のケヤキ広場を除くとほとんど見られず、公園や緑地の不足が課題となっています。また、空き家が駐車場になったり、生垣がブロック塀へ変わったりするなど、緑が徐々に減少している状態にあります。一方、郊外部においても、宅地化の進行により田畠や山林の緑が減少しています。

うるおいのあるまちづくりを進めるため、緑地の保全及び緑化の推進が課題となっています。

### ■中心市街地の緑の分布（昭和50年代と平成17年）



昭和50年代



平成17年

ここんとこが  
減ってるね



.....中心市街地

.....緑の区域

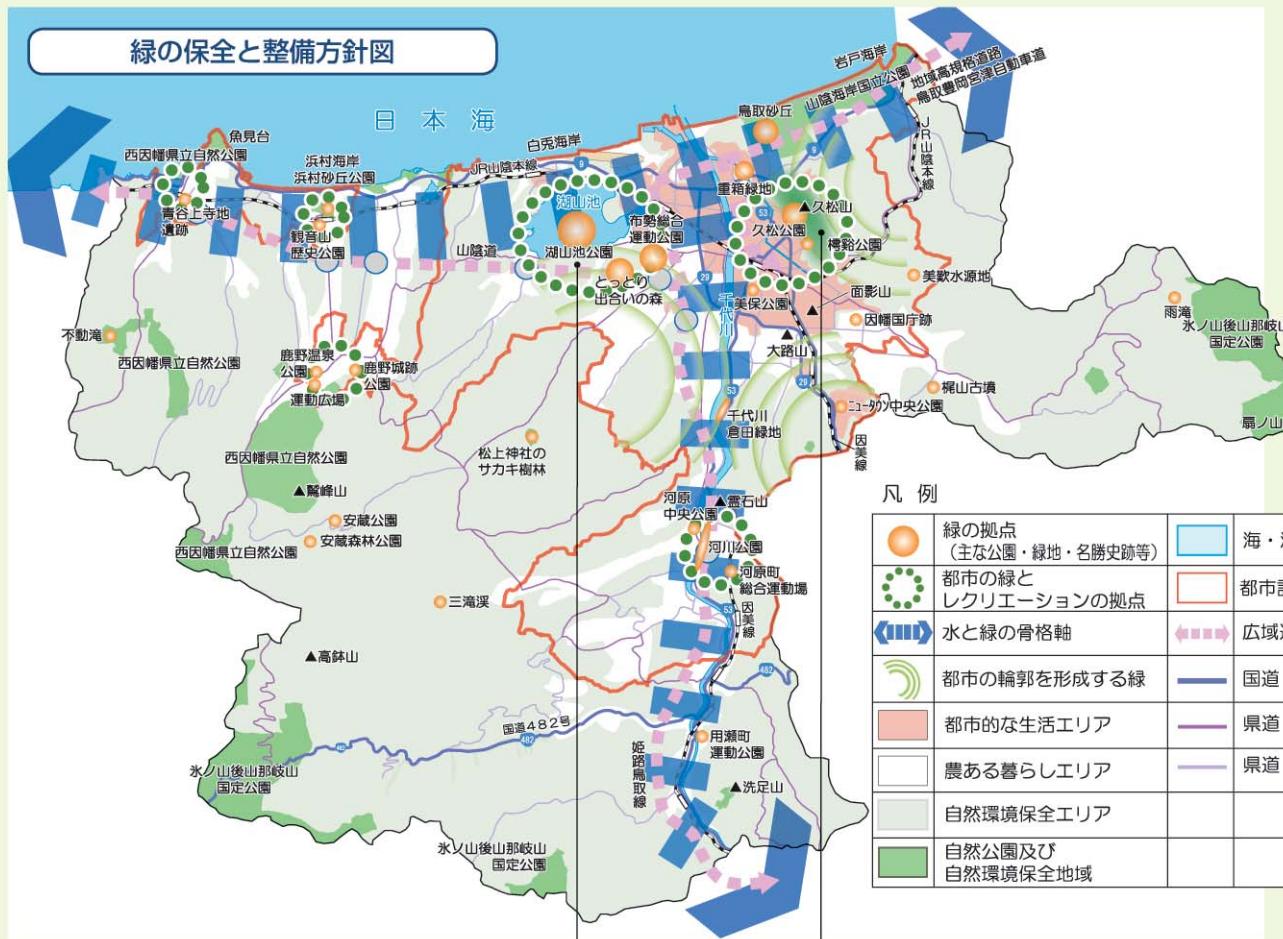
# 葉 緑のまちづくりのテーマ 葉

## 『みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑』

テーマを実現するための4つの基本方針を掲げ、設定年次での数値目標の達成を目指します。

### 葉 緑の保全と整備の方針 葉

市街地周辺の緑の保全・活用、市街地の既存の緑の質を高めながら必要に応じた新たな緑の創出、河川や道路緑化等の整備を進め、それらをネットワークでつなぐことで「緑のまちづくり」の実現を目指します。



### ■緑化重点地区

本市では、都市公園事業とその他公共事業による緑化や民有地の緑化を一体的に推進し、重点的に水と緑を守り、創り、つなげ、広げていくため、本市の特徴的な地域特性を有し、都市を形づくるうえで重要な2地区（中心市街地地区、湖山池周辺地区）を緑化重点地区として選定しました。

#### 「中心市街地地区」

##### ■地区緑化のテーマ

『風格とにぎわいのある花と緑のまちづくり』

##### ■基本方針

本市の中心であり、久松山や鶴谷公園といった山なみの自然環境保全と河川緑地の整備や住宅地の緑化に努め、都市環境と調和した緑を確保します。

#### 「湖山池周辺地区」

##### ■地区緑化のテーマ

『自然環境の保全と自然の恵みの享受』

##### ■基本方針

本市固有の湖沼である湖山池の水辺の自然環境保全と親水空間の整備や住宅地の景観形成に努め、自然環境と共生した緑を確保します。



# 鳥取発 緑化の新たな挑戦！

## 『鳥取方式』による芝生化の推進

鳥取市では、平成20年度より、地域の方々との協働による低コスト・低管理による芝生化の『鳥取方式』（＝ポット苗による植付け方式）を採用した公園・広場芝生化事業「はだしで遊べる公園づくり」に取組んでおり、2年間で13箇所約2.2haの芝生化を行いました。

今後も、引き続き芝生化を進めていきます。

### 数値目標

平成37年度の鳥取方式による身近な公園の芝生化

### 現況値

2% ➔ **44%**（現況値の**42%**増）

湖山保育園



(芝生植え付け前)

(現在)

北園2号公園



(芝生植え付け前)

(現在)



芝生のうえで裸足で  
遊んだら気持ちいいよ！

### お問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 都市計画課  
〒680-8571 鳥取市尚徳町116  
TEL: 0857-20-3272

「鳥取市緑の基本計画」の全文は、本市のホームページで  
ご覧いただけます。

URL:<http://www.city.tottori.lg.jp>

2009 鳥取・因幡の祭典  
マスコットキャラクター  
「イナバーズ」



## 基本方針 1

# みんなで守る豊かな緑



- 各種法や制度を活用して、里山や市街地周辺の緑を保全します。
- 長い年月をかけて培われてきた鳥取市の美しい原風景や緑の景観を守り、活かします。
- 市民が気軽に楽しむことのできる緑の環境整備に努めます。

本市の市街地における緑は年々減少してきており、都市の緑を守るために目標を次のように設定します。

### 数値目標

平成37年度の市街地における緑地の確保量

現況値

210ha ▶ 315ha (現況値の50%増)

#### ①地域の象徴となる山の保全

本市のランドマークとなっている久松山、靈石山などは、今後も、後世へと引き継ぐ財産として自然環境の保全に努めます。



#### ④海辺の自然環境の保全と再生

貴重な海辺の自然環境である白兎海岸や浜村海岸などは、松枯れの進行が課題となっているため、再生に向けた検討を行います。



#### ②市街地に残る一団の緑の保全

##### 新規

面影山、天神山城跡、今木山などの孤立峰は、周辺市民に親しまれてきた山であり、今後も残すべき緑の財産として緑地保全地域制度等を活用した保全を検討します。



#### ⑤森林の維持・保全

適正な維持管理（新植、除伐、間伐など）によって森林の機能が発揮されるよう森林の維持保全を図るとともに、市民が自然とふれあう良好な空間の形成を目指します。



#### ③主要な河川・湖沼の自然環境の保全と再生

##### 新規

千代川、袋川などの主要な河川については、治水・利水・環境整備を総合的に行うとともに、周囲の田園風景との調和や生態系に配慮した自然環境の保全・再生に努めます。



#### ⑥名木・古木等の指定と保護

安長堤防林、二十世紀梨の親木などのように地域に親しまれている貴重な樹林は、鳥取市の名木・古木に指定し、保護に努めます。



#### ⑦景観法に基づく景観重要樹木の指定

##### 新規

樹木自体の歴史的価値や文化的価値はないものの、その地域のシンボルとして親しまれ、個性のある景観形成に欠かすことができない樹木については、景観重要樹木に指定し、保護に努めます。



## 基本方針2

# みんなで創る緑の拠点



○人々が楽しみながら交流できる緑の拠点施設の整備・充実に努めます。

○災害時の拠点となる公園整備や避難経路となる道路の緑化に努めます。

○誰もが使いやすく、地域の個性を生かした身近な公園の整備に努めます。

生活にうるおいと安らぎを与える都市公園や多くの人の交流の場となる公共公益施設、民有地などについて、生活環境の向上を図るために目標を次のように設定します。(主な目標のみ抜粋)

### 数値目標

平成37年度の都市公園の整備水準

#### 現況値

12 m<sup>2</sup>/人 ▶ 20 m<sup>2</sup>/人  
(現況値の 67% 増)

### 数値目標

平成37年度の公共公益施設の緑化率

#### 現況値

14% ▶ 20%  
(現況値の 6% 増)

## ①地域の核となる公園・緑地の整備

市街地災害における防災拠点や多様なレクリエーション活動の拠点的役割を果たす総合公園等の適切な配置、整備に努めます。



## ②身近な街区公園・緑地の整備

歩いていける範囲の都市公園は、地域間で偏りが生じないよう、街区公園を中心として計画的な整備に努めます。

鳥取方式による芝生化の積極的な導入を検討します。

## ③都市緑地・広場等の整備

自然的環境の保全、都市環境の改善、都市景観の向上に資する緑地や樹林地を都市緑地に定め、計画的に整備を進めます。



## ④公園・広場等の適切な管理

指定管理者をはじめ、公園愛護会や自治会、ボランティア団体等の協力により、公園・広場内の除草、清掃、植栽の手入れ、遊具・施設等の破損・故障の連絡など、適切な維持管理を行います。

## ⑤保育園等の緑化の推進

保育園等の園庭においては、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、鳥取方式による芝生化の導入を検討し、緑化に努めます。

## ⑥学校の緑化の推進

学校は、緑化推進の先導的なモデル施設となるよう緑化を進め、うるおいある教育環境の創出に努めます。

## ⑦公共公益施設の緑化の推進

### 新規

市庁舎や文化施設などの公共公益施設においては、積極的な緑地の確保と緑化の推進に努めます。



## ⑧民有地の緑化の推進と支援

### 新規

都市の中で大きな面積を占める住宅地などの民有地においては、花壇づくりや植樹、軒先や窓辺などの緑化を奨励するとともに、生垣等に対する助成制度等を検討します。



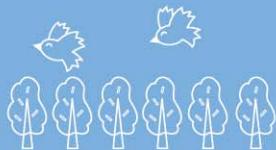
## ⑨商業地における緑化の推進

まとまった緑化スペースが確保しにくい商業地では、店先や歩行者空間などの少ないスペースを有効活用して、花による彩りやうるおいを創出する活動を支援します。



### 基本方針 3

# みんなでつなぐ水と緑



○個々に存在している緑の拠点を、街路樹や堤防林、河川などでつなげ、連続性のある緑を増やしていきます。

うるおいある空間として緑化を推進するとともに、緑のネットワークを推進するための目標を次のように設定します。

#### 数値目標

平成37年度の市街地の3.5m以上の歩道をもつ街路の緑化率

現況値

73% ▶ 100% (現況値の27%増)

#### ①街路樹による並木道の形成

新規

道路緑化は、快適な生活環境や緑のネットワークの形成において不可欠です。市街地の幅員3.5m以上の歩道を有する道路については、高木を主体とした並木道の形成に向け整備し、その整備率100%を目指します。



#### ④河川植生の保全

河川は、動植物の生息の場所として重要であり、治水上支障のない範囲内で、できる限り自然地形、自然植生、自然景観との調和に努めます。



#### ②交通広場の緑化やポケットパークの設置

新規

多くの市民や来訪者が利用する駅やバスターミナル、主要な道路の交差点は、都市景観のうえでも重要なポイントになります。交通広場の緑化やポケットパークの整備を進め、緑地空間の確保やシンボルツリーなど、樹木の効果的な配置を行い、まちかど景観の向上に努めます。



#### ③堤防林の保全・再生

新規

堤防強化のために植えられた安長堤防林などは、社寺林を除き、平地における樹林としては極めて希少な存在となっています。これらの貴重な堤防林の保全・再生に努めます。



計画を実現するためには  
市民みんなの協力が  
必要だね。

一緒に  
がんばろうね！



## 基本方針 4

# みんなで広げる緑の輪



- 普及、啓発活動を通じて緑の大切さへの認識を深めます。
- 市民・事業者・行政が、各々の立場でできる緑の保全、創出に関する活動を行い、市民が主体となって緑化推進の輪を広げていきます。
- 緑の保全、創出のための支援体制や仕組みの充実に努めます。

市民と行政の協働による緑化を推進するため、地域ぐるみの緑化目標を次のように設定します。

### 数値目標

平成37年度の地域(ふるさと)の木(花)の選定と普及・育成の取組み実施地区の割合  
[H20年度末の地区公民館ごとの地区数: 62地区]

#### 現況値

0% ▶ 100% (現況値の100%増)

### ①自然を教材とした環境学習の推進

市内全小中学校の校外学習において、環境美化活動教育を実施し、小中学生の環境意識の育成を図ります。

地域における環境学習のリーダー的役割を果たす環境推進員の増員を図ります。

### ②緑化を推進する市民活動団体などへの支援

花と緑でうるおいのあるまちづくりを進めている団体やグループ、自然景観の保全・美化を行う団体などの活動を支援するため、花や緑に関する情報の提供や助言、活動に伴う関係機関との調整など各団体との連携の強化に努めます。

### ③緑を育む人材の育成

#### 新規

多様な主体による緑のまちづくりを推進するため、地域の緑化活動のリーダーとなる人材の育成とそれらの活動を支援する各種団体やボランティア等の育成を図ります。

### ④市民参加の仕組みの充実

シンポジウム、出前講座、「花と緑のフェア」「花と木のまつり」などの各種イベントを充実し、緑の理解促進とふれあう機会の充実に努めるとともに、「全国都市緑化フェア」の開催を検討します。

### ⑤緑のリサイクルの推進

#### 新規

公園等で発生する剪定枝や落葉などを資源として利用するなど、地球環境にやさしい緑のリサイクルを推進します。

### ⑥良好な生活環境の維持向上

#### 新規

地区レベルでの良好な生活環境を維持するため、地区計画制度や緑地協定制度の活用を検討します。



### ⑦緑化重点地区の指定

#### 新規

身近な自然とのふれあいの場として活用が求められる地区、緑化の推進に対する住民の意識が高い地区などについて、これからまちづくりのモデルとなるよう緑化重点地区を指定します。



### ⑧地域(ふるさと)の木(花)を育てる施策の展開

#### 新規

由緒あるものや地域のシンボルとなっている木、未来へ残したい木など、50年後、100年後には大木となる樹木の候補を地域内で選定し、地域ぐるみでその木を守り、育てていく運動を展開します。

### ⑨農業・林業体験ができる場所の提供

グリーン・ツーリズムを推進し、都市と農山村の交流を進めるとともに、農林業の振興や体験活動を展開することで、山林の環境保全や地域の活性化を図ります。

### ⑩里山の環境保全と活用

市街地周辺の里山については、適切な維持管理による保全・再生を図り、市民が自然と接する自然空間の場を提供します。

### ⑪市街地の農地の利活用

市街地の遊休農地については、県や生産団体等と協力し、また、周辺地域の方々の意向を伺いながら、市民農園としての活用を検討します。

### ⑫河川敷など水と触れ合う場所の提供

河川敷の高水敷を活用したレクリエーション、水辺を活用した自然観察や、昆虫採取・魚取りなどの自然体験の場となっている公園・緑地などの適正な管理により、安全な水辺のふれあいの場を提供します。